

## 活動報告

### 【国際研修・共同研究】

# ラオス国立司法研修所との共同セミナー —未遂犯における「社会にとっての危険」—

国際協力部教官  
矢尾板 隼

## 第1 はじめに

当部は、2022年3月9日、ラオス国立司法研修所（National Institute of Justice、以下「NIJ」という。）との間で刑法比較共同セミナーを実施した。これは、ICD NEWS第88号<sup>1</sup>及び89号<sup>2</sup>でも紹介した、法務総合研究所とNIJとの協力覚書（Memorandum of Cooperation）に基づく継続したオンラインセミナーの一つである。

前記ICD NEWSで紹介したとおり、本オンラインセミナーでは、2021年3月以降、未遂犯理論と量刑理論を継続したテーマとして取り上げており、今回も同様のテーマについて議論を行った。本職は未遂犯理論に関する議論を担当したため、本稿において、この議論の内容を紹介したい<sup>3</sup>。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、もとより本職の私見である。

## 第2 オンラインセミナーの内容

### 1 概要

#### (1) 日時

2022年3月9日（水）日本時間11:00～18:30（ラオス時間9:00～16:30）

#### (2) ラオス側参加者

NIJ：ビエンペット副所長、教員36名（オンライン参加含む）

ラオス刑事法サブワーキンググループ<sup>4</sup>メンバー：10名

#### (3) 形式

Zoomを使用したオンライン形式

### 2 未遂犯に関する議論の内容

#### (1) 条文、検討事例

<sup>1</sup> 黒木宏太「ラオス国立司法研修所との共同オンラインセミナー—量刑、法曹養成制度—」ICD NEWS第88号197頁

<sup>2</sup> 拙著「ラオス刑法における未遂犯—ラオス国立司法研修所との共同セミナーより—」ICD NEWS第89号99頁

<sup>3</sup> なお、量刑理論に関しては黒木前教官が次号のICD NEWSにおいて紹介される予定である。

<sup>4</sup> JICAによる法の支配発展促進プロジェクトにおいて、刑事法の理論及び実務の分析・研究を行うために結成されたグループ。同プロジェクトでは昨年より刑法典の理論研究を開始しており、法務総合研究所とNIJとの協力覚書に基づく共同セミナーとも連携をしている。

ア ICD NEWS 89号でも掲載したが、未遂犯についてラオス刑法23条は、

犯罪の未遂とは、犯罪の意図的行動が取られたが、外的要因に妨害されたため、その行為が成功しなかった場合をいう。

犯罪の未遂は、刑法の定めにより社会にとって危険とみなされる場合に限り、刑が科されるものとする。

と規定している。

過去2回、未遂犯について議論した際は、未遂犯の成立時期や不能犯について事例に基づき議論をした。このうち不能犯に関する議論に関しては、事例を元にした議論から、未遂犯の処罰根拠をどのように考えるかについて議論を発展させようとしたが、検討した事例の数が少なかったこともあり、十分な議論を展開することができなかった。

そこで、今回は事例としてはごく簡潔なものを6つ用意し、比較検討することで、ラオス刑法23条にいう「社会にとって危険とみなされる場合」を具体的にどのように解釈するのかを探ろうと考えた。

イ 用意した事例は以下のとおりである。

#### ケース1

Aは、Bに恨みを持ち、殺そうと思った。

Aは、Bが砂糖を飲むと死ぬ、と固く信じており、Bが飲んでいたコップの水にこっそり砂糖を混ぜた。

Bは、その砂糖水を飲んだが、死ななかった。

#### ケース2

Aは、Bに恨みを持ち、殺そうと思った。

Aは、Bに呪いをかけることとし、Bに見立てたわら人形を作り、それに釘を打ち付けた。

Bは死ななかった。

#### ケース3

Aは、様々な銃火器が展示されている博物館に行き、そこに展示されているライフル銃を見て実際に打ってみたくなった。

Aは、展示されているライフル銃に弾が入っていると思い込み、その銃を持って、博物館内にいたBに銃を向けて引き金を引いた。

弾が入っていなかったため、Bは死ななかった。

#### ケース4

Aは、窃盗事件を起こして逃げていたが、警察官Bに発見され、逮捕されそうになった。

Aは、とっさに、Bが所持していた拳銃を奪い、Bを殺害しようと引き金を引いた。

しかし、たまたま弾が装填されていなかったため、Bを殺すことはできなかった。

#### ケース5

Aは、「市販の調味料を混ぜ合わせて煮詰めればヘロインを作ることができる。」と書いてあるインターネットの記事を見てそれを信じた。

Aは、その記事に書いてあったとおり、市販の調味料を用意し、それらを混ぜ合わせ、煮詰めた。

できあがったものはヘロインでも、人体に有害なものでもなかった。

#### ケース6

Aは、メタンフェタミンの原料からメタンフェタミンを製造しようと考え、原料を入手して、一定の工程に従って、メタンフェタミンに似た薬品を製造した。

しかし、原料の一部が真正な原料でなかったため、メタンフェタミンを製造することはできず、実際に製造された薬品は、人体に無害なものであった。

## (2) 議論の結果

N I Jの先生方と議論をした結果、ケース1とケース2についてはほとんどの先生が未遂犯の成立を否定する、という考えであった。その理由付けとしては、客観的に考えて、砂糖水やわら人形で人が死ぬ危険性はない、というのが大勢を占めた。

これに対し、ケース3については、未遂犯の成立を認める考え、否定する考えに意見が分かれた。理由付けとして、行為者であるA自身が、弾が入っていると確信していれば殺そうという意味が明らかであるから社会にとって危険とするもの（未遂犯肯定）、一般市民から見て博物館の銃に弾が入っているとは想定できないので、危険はないとするもの（未遂犯否定）、客観的に弾が入っていない以上、危険はないとするもの（未遂犯否定）に分かれた。

その後、更にケース4の議論に及ぶと、ケース3との違いを比較しながら、博物館の銃は一般人から見ても通常は弾が入っているとは考えられないが、警察官が携帯している銃については一般人から見れば弾が入っていると考えられる、という理由付けで、ケース3は未遂犯とならないが、ケース4は未遂犯となるとする見解があった。他方、行為者の主観面を重視すべきであって、ケース1からケース4はいずれも未遂犯が成立するという見解も少数ではあるものの認められた。

ケース5及びケース6については、主観面を重視すべきであるからいずれも未遂犯が成立するとする見解と、客観的に結果が発生する可能性がないからいずれも未遂犯は成立しないとする見解に分かれた。

(3) 未遂犯の処罰根拠（改めて）

過去のセミナー等を踏まえると、ラオス刑法の解釈としては行為者の主観面を重視するという考えが強いのではないかと推測されていたところ、前記(2)の議論の中でも一部そのような考えも認められた。他方、日本における議論と同様、一般人の認識可能性を基準に危険性を判断するという考えも見られ、必ずしも主観面ばかりを重視する考え一辺倒でないことが明らかになった上、より客観面を重視する（日本でいう「客観的危険説」のような）考えも主張された。今後も議論の集積が必要となる部分であるが、今回議論をしたのはN I Jという教育機関で教鞭を執られる先生方であったことから、ラオスの法律実務家の間ではどのような議論が行われるかということも注視していきたい<sup>5</sup>。

(2)のような事例に基づく議論を踏まえて、更に進んで、なぜそのような判断基準が導かれるのか、前提として未遂犯の処罰根拠をどのように考えるのかについても更なる議論が必要となるが、ラオス刑法は日本刑法同様、未遂犯は刑法各本条で定めた場合に限り処罰されるとしている上、効果としては任意的減軽<sup>6</sup>とされているから、日本における議論と同様の議論を行うこともできると考えられる。今回の議論の中で、客観的な行為の危険性に着目する見解がかなり有力に主張されていたことや、各ケースを統合的に説明していた見解として、一般人の認識可能性を基準に判断する見解があったことからすると、日本でいう行為無価値論的な考えが、解釈の一つとしてありうるのかもしれない。

### 第3 所感と今後の展望

これまで、3回にわたって未遂犯をテーマに議論を行い、事例を元にした検討を続けてきたが、十分な理由付けを元に立論をされる方が多く、非常に内容の濃い議論が展開できた。N I Jの先生方のみであれば実務的な観点を取り入れることも難しくなってしまうが、裁判官、検察官等の法律実務家も参加するJ I C Aプロジェクトとの連携を行うことにより、実務でどのような考え方がされているか、といった意見を伺うこともでき、充実した議論を行うことができる環境が整っている。

N I Jのビエンペット副所長からも、事例に基づく議論を繰り返す中で、N I Jの先生方の理解が一層深まり、教育を行う際にも有用であるとして、本共同セミナーを高く評価しているという言葉もいただいた。

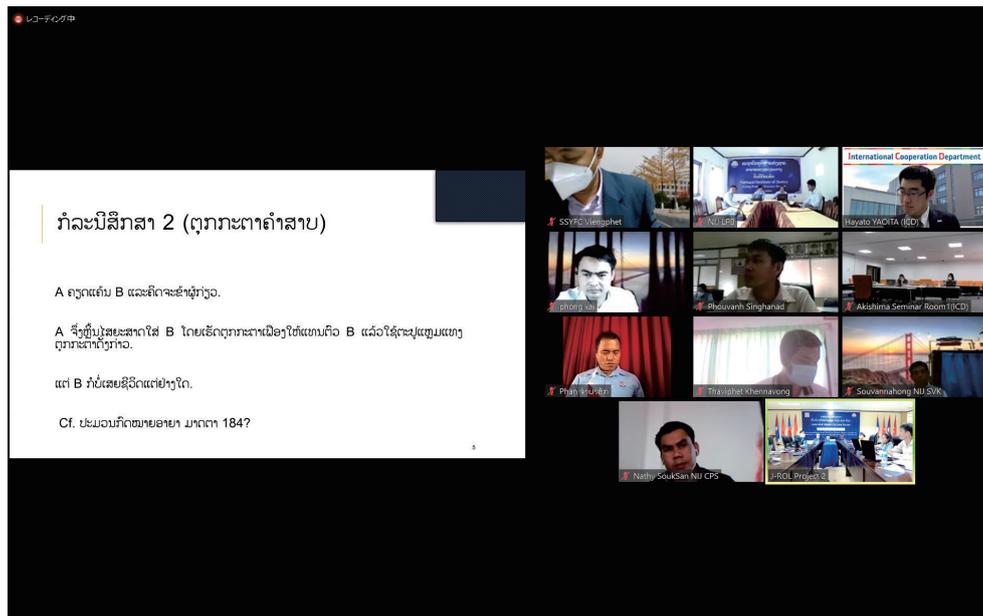
ラオスの法整備の発展に向け、オンラインであっても有効な活動を継続できる証左とも言えるものであり、今後も引き続き活動を継続していきたい。

なお、これまで同様、法務総合研究所とN I Jとの共同セミナーにおいては、J I C A法の支配発展促進プロジェクトの多大なサポートをいただいている。この場を借りて、改

<sup>5</sup> この点、最近、前述のJ I C A法の支配発展促進プロジェクト刑事法サブワーキンググループでも、未遂犯に関する議論が始まったところである。

<sup>6</sup> ラオス刑法70条2項は「犯罪の未遂への量刑において、裁判所は法定刑より軽度の量刑を行うことができる。」としている。

めて厚く御礼申し上げたい。



(オンラインセミナーの様子。画面右の上段右端が本職。)



(N I J 現地の様子)